

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「第十回特別弔慰金」の申請はお済みですか？

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求期限が残り1年をきりました。
平成30年4月2日までにご請求ください。

【支給要件】

平成27年4月1日（基準日）において公務扶助料等の年金給付の受給権者がいないこと

【支給対象者（戦没者からみた続柄）および支給順位】

（複数同順位の方がいる場合は、そのうちの代表者1人が請求できます）

- ① 弔慰金の受給権を取得した方（妻等）
- ② 子
- ③ 戦没者と生計関係を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹の順
- ④ 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹の順
（H27.4.1において婚姻により姓が変わっている方または、遺族以外の方と養子縁組をしている方等）
- ⑤ 上記1から4以外の三親等内親族
（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を共にしていた方に限られます。）

※ 上記1～5、すべての方は、戦没者の死亡日までに産まれていたことが第1条件となります。
なお、子については戦没者の死亡当時の胎児も含まれます。

【支給の内容】

額面25万円（1年間に5万円を5年間）記名国債

【請求期間】

平成27年4月1日～平成30年4月2日まで

（期間内に請求を行わないと、時効により請求できなくなりますのでご注意ください。）

※ 申請時に、個人番号カードまたは個人番号通知カードおよび本人確認書類が必要になりますので、
ご注意ください。

該当されると思われる方、もしくは不明な方は、下記へご連絡・ご相談ください。
また、ご遺族の中で該当すると思われる方がいらっしゃいましたらお伝えください。

【問い合わせ】 社会福祉課 社会福祉係（玉里総合支所2階） ☎：0299-48-1111（内線3225）

平成29年度市民活動支援事業費補助金（二次募集）のお知らせ

霞ヶ浦環境科学センターでは、市民団体等が県内で行う湖沼等の浄化活動、水環境に関する環境学習、ヨシ帯の保全活動へ助成を行っております。

【助成金額】

上限額25万円

【申請受付期間】

9月30日（土）まで

※ 予算額を超えた時点で受け付けは終了となります。

【申請先】

〒300-0023 土浦市沖宿町1853番地

茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課

【申請書類等】

霞ヶ浦環境科学センターのホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>

【問い合わせ】 霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課 ☎：029-828-0961 FAX：029-828-0967